

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の概要

◆ 法律の趣旨

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定（法案提出は厚生省）、平成9年4月から本格施行。法律の所管は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省及び農林水産省の5省共管。

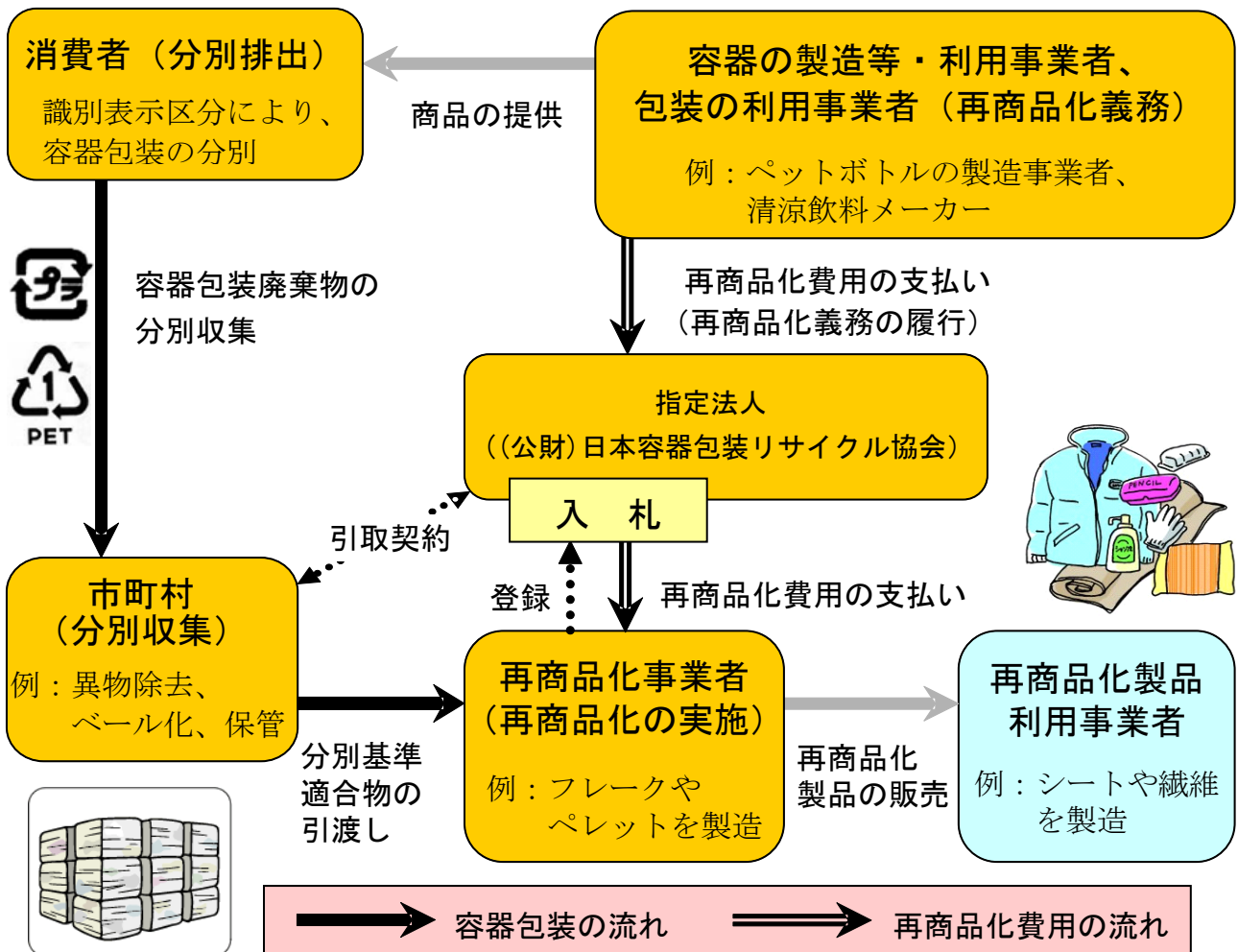
ごみについて市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を改め、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者等に一定の役割を担わせることとした。

◆ 対象容器包装

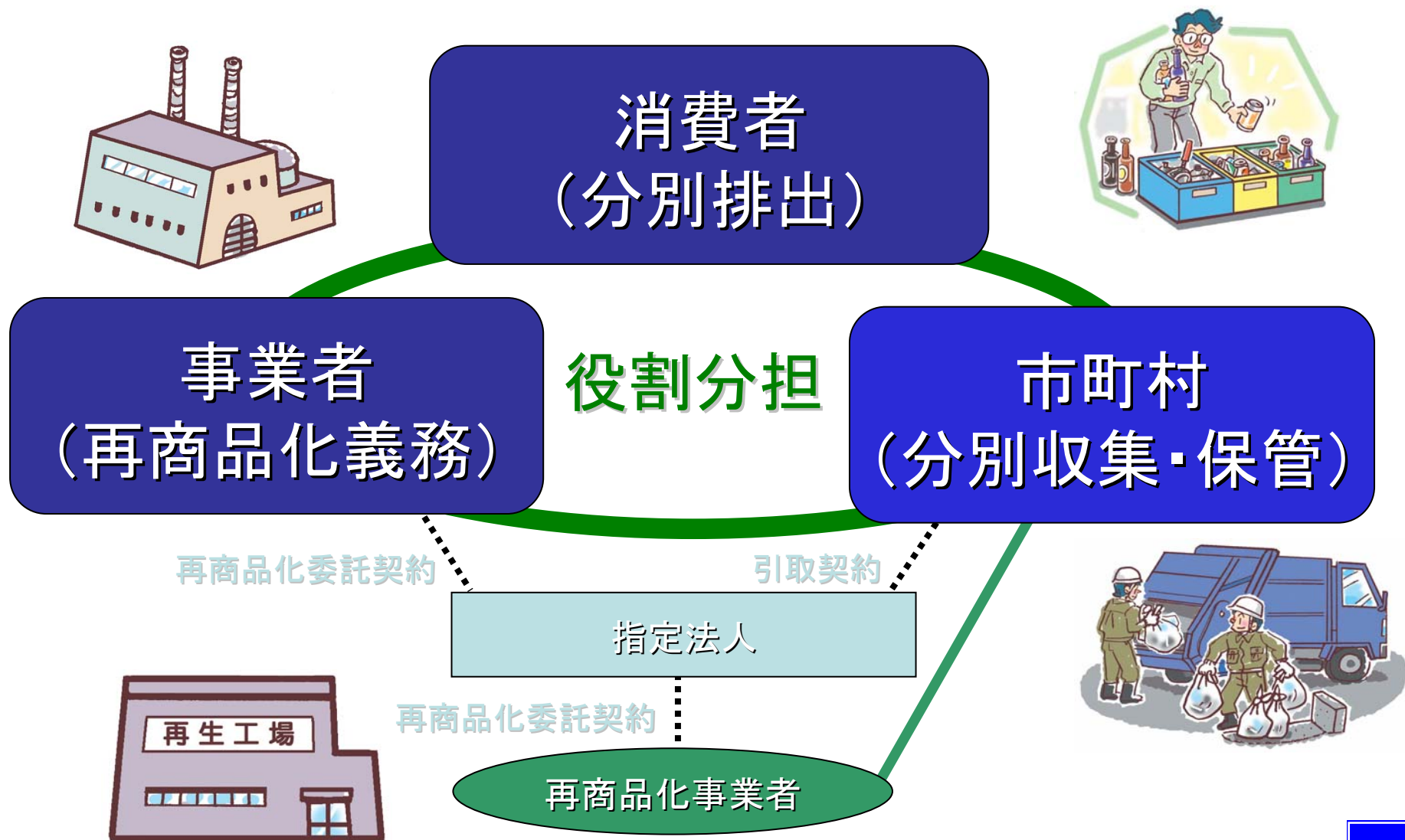
容器包装リサイクル法の対象となる容器包装は、家庭から排出されるスチール缶、アルミ缶、ガラスびん、段ボール、紙パック、紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の8種類となっている。

※ 事業者の再商品化義務の対象は、ガラスびん・ペットボトル（平成9年4月から）、紙製容器包装・プラスチック製容器包装（平成12年4月から）の4種類。

◆ 容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の流れ（指定法人ルート）



容器包装リサイクル法の仕組み



再商品化義務のある容器包装

再商品化義務のない容器包装

有償(売れる)又は無償で引き取ってもらえる

スチール缶

アルミ缶

紙パック

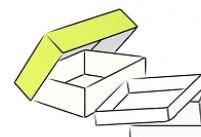
ダンボール

ガラス製容器

PETボトル

紙製容器包装

プラスチック製
容器包装



引き取ってもらうためには費用を払う必要あり

再商品化義務のある容器包装

市町村が分別収集の対象とする容器包装

再商品化義務のある事業者(特定事業者)

特定容器利用事業者



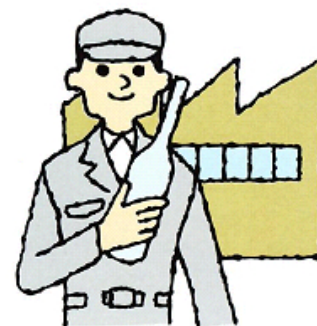
- ①販売する商品に特定容器を用いる事業者
- ②特定容器に入った商品を輸入する事業者
- ③①、②を委託する事業者

特定包装利用事業者



- ①販売する商品に特定包装を用いる事業者
- ②特定包装に包まれた商品を輸入する事業者
- ③①、②を委託する事業者

特定容器製造等事業者



- ①特定容器の製造を行う事業者
- ②特定容器を輸入する事業者
- ③①、②を委託する事業者

利用事業者の委託の判断は、容器包装について素材、構造、自己の商標の使用等の指示が有るかどうかポイントとなる。

※特定包装の製造段階では商品の包装として利用されるかどうか特定できないため、特定包装を製造又は輸入する者は対象外。

適用除外事業者(小規模事業者)

主な業種	従業員数	年間売上高
製造業等	20人以下	かつ2億4,000万円以下
商業、サービス業	5人以下	かつ 7,000万円以下

製造業と卸売業を兼ねている場合はそれぞれの売上高、従業員数から判断。

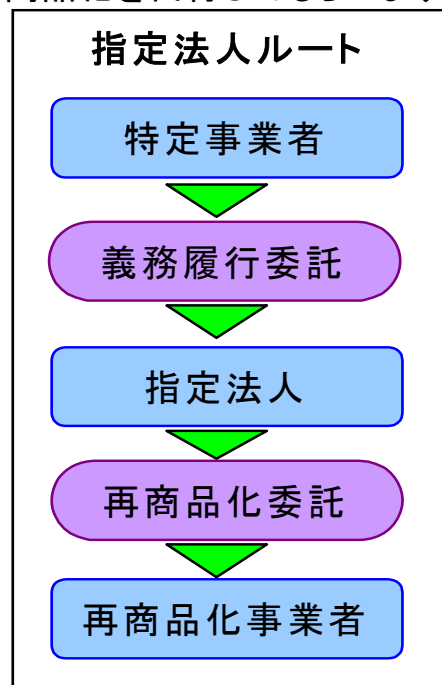
例えばある会社で	製造業部門	16人	1億7,000万円
	卸売業部門	7人	6,000万円
	合計	23人	2億3,000万円

売上高からみて、この会社の主な業種は、**製造業**となる

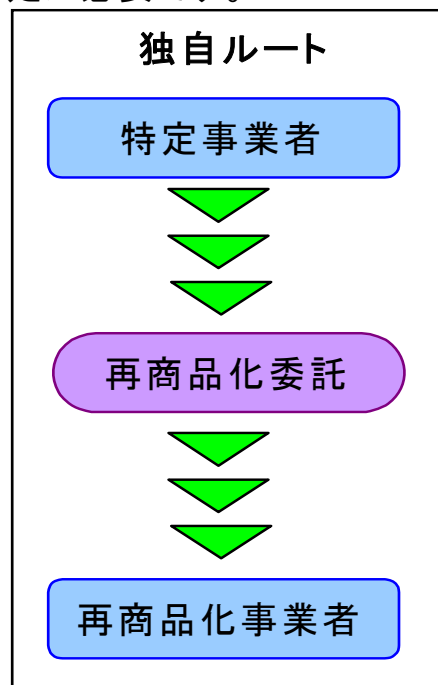
会社全体の従業員数は21名以上なので、適用事業者

再商品化義務の履行方法

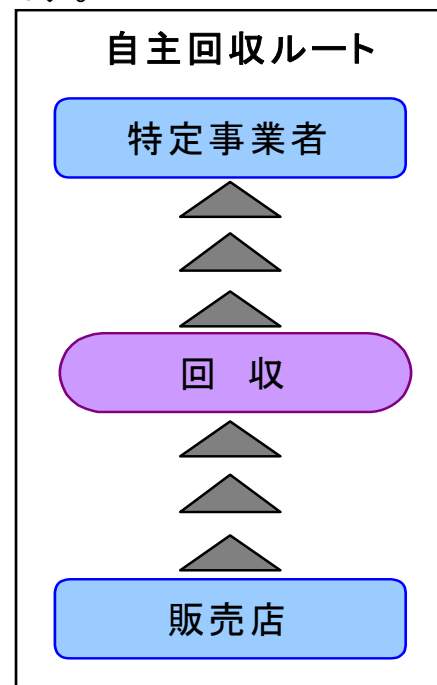
主務大臣が指定した指定法人に再商品化を委託する方法で、委託料金を支払い再商品化を代行してもらいます。



事業者自らまたは再商品化事業者に委託して再商品化を行う方法で、主務大臣の認定が必要です。



リターナブルびんなど、自らまたは委託して回収する方法で、主務大臣の認定が必要です。



市町村(分別収集・保管)

消費者(分別排出)